主 文

本件を大阪高等裁判所に移送する。

## 昭和四六年九月一〇日

## 最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	色	Ш	幸太	郎
裁判官	村	上	朝	_
裁判官	岡	原	昌	男
裁判官	小	Ш	信	雄